

対談

事業移転後の合併による欠損金引継ぎにみる法人税法132条の2の射程

～大阪地裁令和8年5月21日判決、東京地裁令和8年6月18日判決を素材に～

北海道大学大学院法学研究科 教授（元国税審判官） 佐藤修二
弁護士法人北浜法律事務所 弁護士・税理士（元国税審判官） 安田雄飛

事業の承継先と欠損金の引継ぎ先が分かれる完全支配関係下の合併を、欠損金の「付替え」のためのものと見るのか、あるいは実態のある事業再編の一環と見るのかが問われた二つの事案で、裁判所が法人税法132条の2の適用の可否について対照的な判断を示し、注目を集めている。

大阪地裁令和8年5月21日判決が、分割により事業を別会社に移転した後、欠損金等を残した法人を親会社が合併した一連の再編について、欠損金を事業から切り離して親会社に移すものと捉え、同条の適用を認めた一方、東京地裁令和8年6月18日判決は、税負担減少の目的があったことを認めつつも、従前から進められていた事業集約に沿う再編であったことを重視し、同条の適用を否定した。

本対談では、これら二つの判決を素材に、合併に先立って事業が別会社に移されていたことをどう評価すべきか、税負担減少の目的がある場合でも事業再編としての実態を認め得るのはどのような場合かなどについて、東京国税不服審判所で国税審判官を務め、現在は北海道大学大学院法学研究科教授として租税法研究に携わる佐藤修二教授と、同じく国税審判官の経験を有し、法人税法132条の2をめぐる裁判例・裁決例についての論稿もある安田雄飛弁護士・税理士に検討していただいた。同条の適用が問題となった新たな裁判例である両判決を手掛かりに、組織再編成に係る行為計算否認の射程を改めて考える内容となっている。

（文中、敬称略）

I はじめに

佐藤：このたび大阪地裁、東京地裁で、法人税法（以下「法」）132条の2に関する判決が出ました。この条文に関する判決としては、ヤフー、

大阪地裁は法132条の2の適用を認めたのに対し、東京地裁はその適用を否定しており、結論が分かれた点も含め、実務的にも注目されるも

TPR、PGMに最新号（7月20日号）の掲載記事となります。安田先生と、こ

本記事を読むには無料見本誌をご請求ください。